

令和 7年 3月 27日

姫路市運送事業用次世代自動車等導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運送事業者が市内の事業所において使用する目的で次世代自動車等を導入する事業に要する経費の一部を補助する姫路市運送事業用次世代自動車等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、運送事業における次世代自動車の普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気の汚染を防止し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 運送事業者 次のア又はイに該当する者をいう。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業に限る。）を経営する者

イ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者

(2) 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する乗車定員が11人以上のものをいう。

(3) 燃料電池タクシー 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。

(4) 電気タクシー 電気のみを動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。

(5) LPGハイブリッドタクシー 液化石油ガス（LPG）を燃料とする内燃機関

を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。

(6) 充電設備 一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定するものをいう。）のうち、電気自動車に充電するための設備（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたスタンド式又はポール式の設備に限る。）であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10キロワット以上のものをいう。

(7) 次世代自動車 燃料電池バス、燃料電池タクシー、電気タクシー及びLPGハイブリッドタクシーをいう。

(8) リース事業者 運送事業者に対し次世代自動車又は充電設備をリース契約により貸し渡す事業者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする年度において、第7条第1項の規定による補助金の交付決定後に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録を初めて受けた次世代自動車（事業用として登録する車両に限る。）であって、本市の区域内に使用の本拠を置くものを導入する事業

(2) 前号の事業において電気タクシーを導入するときに当該電気タクシーを充電するための充電設備（新品に限る。）を設置する事業

2 補助対象事業をリース契約により実施する場合にあつては、当該次世代自動車又は充電設備の法定耐用年数が経過するまでの間、この要綱に基づいて交付される補助金の全額がリース料金等に充当されるリース契約でなければならない。

（補助対象者）

第4条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対して補助金を交付する。

(1) 市内の事業所に次世代自動車又は充電設備を導入しようとする運送事業者（リ

ース契約による導入にあつては、リース事業者)

(2) 姫路市税に滞納がない者

(3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でない者

(4) 姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者
（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表に定めるところによるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間に補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知する。

（変更等の申請）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により提出した補助金交付申請書の内容を変更し、又は交付の申請を取り下げようとするときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定金額は増額しないものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すときは、計画変更等承認通知書（様式第4号）により、その旨を通知する。

（事業完了報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により交付申請を行った日の属する年度の3月31日（その日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに、事業完了報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 市長は、前条に規定する事業完了報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第11条 前条の通知書を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) その他この要綱に違反した場合

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（事業完了後の監査）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得する財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額として次の算式により計算した金額を返還させることができる。

$$A = B \times (C - D) \div C$$

A 返還させるべき金額

B 交付した補助金の額

C 財産処分制限期間の日数

D 次世代自動車を導入した日から処分した日までの日数

5 市長は、処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

6 市長は、財産処分制限期間における処分が次に掲げる事由に該当する場合においては、第4項の規定にかかわらず補助金の返還を求めないものとする。

ア 天災又は補助事業者に過失のない事故等により取得財産が使用不能となり処分する場合

イ 取得財産の処分後も引き続き補助金の交付の目的の達成のために利用されると認められる場合

ウ その他市長が特に認める場合

7 市長は、第3項の規定による処分を承認したときは、財産処分承認通知書（様式

第9号)により、その旨を通知する。

(帳簿の保存義務)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(姫路市低公害車普及促進対策補助金交付要綱の廃止)

2 姫路市低公害車普及促進対策補助金交付要綱（平成14年7月1日制定）は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の姫路市低公害車普及促進対策補助金交付要綱第11条の規定による補助金の交付決定の取消し、第12条の規定による補助金の返還、第13条の規定による事業完了後の監査、第14条の規定による財産の処分の制限及び第15条の規定による帳簿の保存義務については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額
燃料電池バス	車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）	定数	トヨタ自動車株式会社のSORAにあつては1,000万円と、その他の車両にあつては別に定める額とする。
燃料電池タクシー			100万円／台
電気タクシー		1／4	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1台あたりの上限を100万円とする。
LPGハイブリッドタクシー		1／10	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1台当たりの上限を30万円とする。
充電設備	充電設備本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）	1／4	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1基当たりの上限を75万円とする。